

令和3年2月2日

議会運営委員会

委員長 土井 達也 様

議会改革検討協議会

座長 杉江 友介

協議結果について（報告⑨）

当協議会では、議会機能のより一層の充実強化に向けて協議・検討を行っておりますが、このたび、委員会に係る協議等の場として必要の都度開会されている「委員会委員協議会」のあり方について検討した結果、下記のとおり取りまとめましたので、ご報告いたします。

つきましては、本件の取扱いをご協議いただきますようお願いいたします。

記

「委員会委員協議会」の会議のうち、9月定例会（前半）及び2月定例会提出予定議案の説明聴取のための会議については、特段の必要があるときを除き、府議会情報共有サイトへの資料の掲載をもって開会を省略することです承となりました。

委員協議会について

1 位置づけ

- 地方自治法に規定する「協議又は調整を行うための場」として、会議規則に位置づけられた会議

地方自治法第 100 条第 12 項

「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」

大阪府議会会議規則第 124 条第 1 項

「法第 100 条第 12 項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。」

別表（第 124 条関係） ※抜粋

名 称	目 的	構 成 員	招集権者
委員会委員協議会	各常任委員会又は各特別委員会の委員長が必要であると認めた事項について協議する	各常任委員又は各特別委員	各委員長

2 主な内容

(1) 常任委員会においては、次のとおり委員協議会を開会し説明を聴取している。

- ① 5月定例会会期中： 幹部職員の紹介、所管事務事業の概要説明を聴取
- ② 9月定例会会期中： 決算報告の概要説明を聴取（令和元年度から）
- ③ 9月及び2月定例会の
招集告示日から定例会開会日までの間： 提出予定議案の概要説明を聴取
※ 5月及び12月については、委員会が予定されていないため、提出予定議案の概要の送付をもって委員協議会の開会を省略。
※ 平成21年2月定例会より現行方式に見直し（説明者を限定、既存資料の活用）。

(2) 上記の他、所管事務の課題や報告事項等の説明聴取、講演会等についても、各委員会の判断で実施（平成20年12月9日 議会運営委員会理事会了承）